

令和6年9月25日
第5次基本構想審査
特別委員会資料2
総合政策部企画政策課

第5次基本構想 素案

令和7（2025）年度～令和16（2034）年度



令和6（2024）年9月

二 換 移

ここには市長のあいさつ文が入ります。○○○○○○○○○○

市長軍真

A large grid of small circles, resembling a bubble sheet or a data visualization, with some circles missing or faded, creating a pattern of dots. The circles are arranged in a regular grid, but some are missing, particularly in the lower right quadrant, creating a pattern of dots. The circles are arranged in a regular grid, but some are missing, particularly in the lower right quadrant, creating a pattern of dots.

令和7（2025）年3月
立川市長 酒井 大史

目次

市長あいさつ	1
第1章 私たちがめざす未来の立川	4
1 未来ビジョン	4
2 まちづくりコンセプト	6
第2章 長期総合計画の位置づけ	8
1 長期総合計画のこれまでとこれから	8
2 基本構想の意義	9
3 第5次長期総合計画の構成	10
4 計画期間	10
第3章 立川市の現状と展望	12
1 立川市の特徴	12
2 将来人口推計	20
3 社会潮流の変化	22
第4章 未来ビジョン実現のために（政策方針）	26
資料編	33

市民の皆さんに一番お伝えしたい「私たちがめざす未来の立川」を最初にお示しさせていただいています。

1 未来ビジョン

魅力咲きほこり つどい華やぐまち 立川

～新風を吹き込み、美風を守る～

魅力あふれる立川は、まるで磁石のように、その魅力で人々を惹きつけ、さまざまな人やものがつどい、やさしさにあふれた華やぐまちを形成しています。立川が生み出す磁力によって立川に訪れ、つどい、立川で働き、住もう人たちがともに結びつきます。加えて、これまでの伝統の上に独自性をもった新たな価値を創りだし、磨きあげることでより、さらなる磁力を生み出し、時代を牽引するまちへ成長しています。

立川に継々と受け継がれてきた伝統や文化、先人たちが築きあげ大事に育ててきた立川に、さらに新しい風を呼び込み、常に変化を重ねていくことにより、立川らしさが一層高まります。一不易流行—この考えを大事に、次の世代へ発展的に継承していきます。

未来ビジョンの根底には、次の4つの基本理念があり、まちづくりを進めていく上で重視する考えです。

未来ビジョンの根底に流れる4つの基本理念

やさしさにあふれる

—多様性・包摂性—

多様性を尊重し合い、誰一人取り残さず、お互いに支え合うことによって、誰もが安心して幸せを実感して暮らすことができます。

共に創り出す

—参画・協働—

人や企業が主体的に連携し、イノベーションを生み出すことにより立川らしいまちの発展につながります。また、地域においてもお互いが結びつくことにより安心して暮らし続けられるやさしい社会になります。

時代に挑む

—主体性・独自性—

次の世代を担う若者や多様な人々の意見を積極的に市政へ取り入れ、主体的にチャレンジできる土壌と雰囲気をつくることにより、他とは異なる独自性を生み出し、時代をリードします。

次代に引き継ぐ

—発展・継承—

今ある立川市の資源を未来、次の世代へ責任を持って、発展的に継承していくことを意識した行動と選択を継続することにより、持続可能な社会になります。

2 まちづくりコンセプト

未来ビジョン「魅力咲きほこり つどい華やぐまち 立川 ～新風を吹き込み、美風を守る～」の実現に向けて、次の3つの視点から以下のまちづくりコンセプトを設定し、各政策を進めていきます。

視点1

行政が提供すべき
基礎的なサービスに関する視点
(市民サービス)

Concept 1 暮らしに安全とやすらぎを

～誰もがやさしさと成長を
実感できるまちづくり～

充実した都市機能と豊かな自然環境が調和する快適な暮らしを次の世代に引き継ぐため、公共施設や都市基盤（インフラ）の計画的な整備、環境と人にやさしいまちづくりを進めます。新たな感染症や大規模災害等への十分な対応力を備えるとともに、学校教育や福祉の充実に取り組み、未来に望む子どもたちを育成します。

また、属性に関わらず、誰もが自分らしく、いきいきと安心して、やすらぎと自らの成長を実感し続けることができるまちを目指します。

視点2

立川市の価値や
魅力を高める視点
(まちの魅力)

Concept 2 人もまちも挑戦し続ける

～つどいとつながりにより
新しい価値を創造する
魅力あふれるまちづくり～

立川のまちは魅力にあふれ、交通結節点という立地条件も相まって多くの人や企業が立川に集まっています。立川に住む人だけでなく、立川を訪れる誰もが出会い、つながり、様々なことに挑戦することで新たな価値を生み出します。また、恵まれた立地条件を十分に生かして多摩地域発展の一翼を積極的に担い、発展し続けるまちを目指します。

視点3

行政サービスを推進していく
上で必要な自治体運営の視点
(自治体運営)

Concept 3 連携と改革により
時代を切り拓く

～市民に寄り添い、市民とともに
未来へつむぐまちづくり～

持続可能な地域社会を形成するため、今後10年間のみならず、さらにその先を見据えることが重要です。社会潮流の変化に対応した政策を機動的に実行するため、積極的な自治体連携・官民連携に加え、市民自ら責任と主体性を持ち市民協働を進めます。また、行財政改革を行いながら市民とともにまちづくりを進め、次の世代に発展的に継承します。



第2章 長期総合計画の位置づけ

1 長期総合計画のこれまでとこれから

(1) 長期総合計画の位置づけ

第5次長期総合計画は、基本構想及び基本計画で構成される計画の総称で、立川市における最上位の計画となります。

(2) これまでの長期総合計画の展開

立川市は、昭和49(1974)年に立川市長期総合計画、昭和60(1985)年に立川市新長期総合計画、平成12(2000)年に立川市第3次長期総合計画、そして、平成27(2015)年には立川市第4次長期総合計画を策定しました。

立川市新長期総合計画からは、まちづくりの主体である市民のめざす市民像を市民憲章に求め、さまざまな社会環境の変化に対応しながら、その実践を通じ、施策の展開を図ってきました。

(3) 今後の10年を見据えて

長期的な展望とまちづくりの未来ビジョンを示し、めざすまちの姿の実現に向け、社会の変化に対応しつつ、計画的に市民とともにまちづくりを進めていくために、市政運営の指針となる長期総合計画を引き続き策定することとしました。

立川市長期総合計画【昭和49(1974)～昭和60(1985)年度】

立川市新長期総合計画【昭和60(1985)～平成11(1999)年度】

立川市第3次長期総合計画【平成12(2000)～平成26(2014)年度】

立川市第4次長期総合計画【平成27(2015)～令和6(2024)年度】

立川市第5次長期総合計画【令和7(2025)～令和16(2034)年度】



2 基本構想の意義

本基本構想は、立川市がめざすまちづくりの「未来ビジョン」と「まちづくりコンセプト」、未来ビジョン実現に向けた分野ごとの「政策方針」から構成されます。

基本構想で掲げる「未来ビジョン」は、市が市民とともにめざす共通の目標となるもので、次のような機能を持つものです。

行政の継続性・安定性

行政の継続性

行政の透明性を
確保する機能

行政の信頼性

市民・事業者等と
まちづくりの方向性を
合わせる機能

理解・協調・連携



3 第5次長期総合計画の構成

第5次長期総合計画は、めざすまちづくりの「未来ビジョン」を定めた「基本構想」とそれを具現化するための施策の基本方針を示した「基本計画」から構成されます。

基本構想

めざすまちづくりの「未来ビジョン」を示します。また、「未来ビジョン」の根拠に流れる「基本理念」を合わせて示します。なお、基本構想については、長期総合計画審議会の答申に基づき市議会の議決を経て決定するものです。

基本計画

基本構想に定められた「未来ビジョン」を具現化するための施策の基本方針について記載します。施策の体系や方向性、基本事業を示した上で、各施策の目標値を設定し、市民や行政の役割などについて明記します。

4 計画期間

第5次長期総合計画の計画期間は、次のとおりとします。

基本構想

基本構想の計画期間は、令和7（2025）年度を初年度とし、目標年次である令和16（2034）年度までの10年とします。

基本計画

基本構想の計画期間である10年を5年ごとの「前期」、「後期」に分け、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度を前期基本計画、令和12（2030）年度から令和16（2034）年度を後期基本計画の計画期間とします。



立川市第5次長期総合計画

基本構想

未来ビジョン …立川市が目指す10年後のまちの姿です。

魅力咲きほこり つどい華やぐまち 立川 ～新風を吹き込み、奥風を守る～

基本理念 …未来ビジョンの根拠にある理念。未来ビジョンはこの4つの基本理念に基づき設定されています。

やさしさにあふれる 【多様性・包摂性】	共に創り出す 【連携・協働】	時代に即応 【柔軟性・適応性】	次代に引き継ぐ 【発展・継承】
------------------------	-------------------	--------------------	--------------------

まちづくりコンセプト …すべての政策を通底する考え方として3つの視点からコンセプトを定め、まちづくりの方向性を示します。

コンセプト1 【市民サービス】	コンセプト2 【まちの魅力】	コンセプト3 【自治体運営】
--------------------	-------------------	-------------------

くらしに安全とやすらぎを ～誰もがやさしさと成長を実感 できるまちづくり～	人もまちも挑戦し続ける ～つどいとつながりにより新 しい価値を創造する魅力あふ れるまちづくり～	連携と改革により 時代を切り拓く ～市民に寄り添い、市民ととも に未来へつむぐまちづくり～
---	---	--

政策方針 …未来ビジョンを実現するため、分野ごとに政策の目的と10年間の取組方針を示します。

子ども・子育て	教育	保健・医療	社会福祉
環境	都市づくり	産業まちづくり	市民のくらし
危機管理	文化・スポーツ	総合戦略	行政運営
収益事業			

基本計画

基本構想に定められた「未来ビジョン」を具現化するための施策の基本方針について記載します。施策の体系や方向性、基本事業を示した上で、各施策の目標値を設定し、市民や行政の役割などについて明記します。

第3章 立川市の現状と展望

1 立川市の特徴

地理的な特徴



立川市は、東京都のほぼ中央、西よりにあって都心から概ね40km圏、東京駅からJR中央線で約50分の位置にあります。

本市の面積は24.36km²で、市域の南端には東西に流れる多摩川、北側には武蔵野台地開拓の源となった玉川上水の清流が流れています。



多摩川の段丘崖に緑の多い傾斜地をみるほかは、概ね平坦な傾斜の少ない地形を構成しており、市全域が都市計画区域に指定されています。

また、市内にはJR中央線・南武線・青梅線、西武拝島線の東西方向4路線の鉄道と、南北方向の重要な交通である多摩都市モノレールが通り、多摩地域の交通の要衝となっています。

立川市のあゆみ

- 明治** 22 (1889) 年 立川村、砂川村、村制施行
甲武鉄道(現JR中央線)開通、立川停車場完成
- 大正** 11 (1922) 年 立川飛行場開設、陸軍飛行第五大隊移転
大正12 (1923) 年 立川村、町制施行
- 昭和** 15 (1940) 年 立川町、市制施行
昭和20 (1945) 年 立川飛行場が米軍に接収される
昭和29 (1954) 年 砂川村、町制施行
昭和30 (1955) 年 砂川闘争が始まる
昭和38 (1963) 年 立川市と砂川町が合併
昭和49 (1974) 年 市民会館開館
昭和52 (1977) 年 米軍立川基地が全面返還
昭和57 (1982) 年 立川市民憲章制定
昭和58 (1983) 年 国営昭和記念公園開園
- 平成** 6 (1994) 年 ファーレ立川まちびらき女性総合センター開所
平成10 (1998) 年 多摩都市モノレール北区間開業
平成12 (2000) 年 多摩都市モノレール全線開業
平成15 (2003) 年 都市軸(サンサンロード)開通
平成22 (2010) 年 立川市役所が都町から県町に移転
平成24 (2012) 年 立川市キャラクターが「くるりん」に決定
子ども未来センター開所
- 令和** 4 (2022) 年 魅力発信拠点施設Cotolink/コトリンクオープン
令和5 (2023) 年 クリーンセンターたちむにい本格稼働



多摩都市モノレール



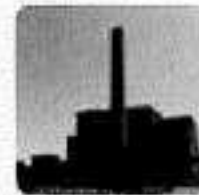
立川市役所



立川市キャラクター「くるりん」



魅力発信拠点施設Cotolink



クリーンセンターたちむにい

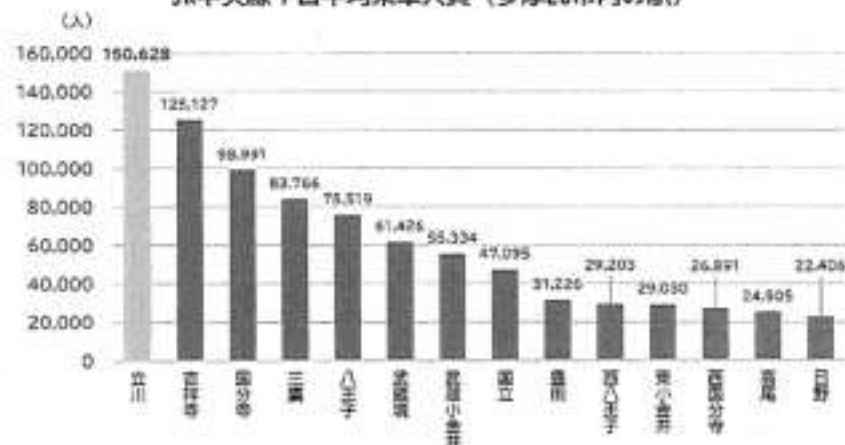
どんなまち立川

多くの人が JR 立川駅を利用しています

○JR中央線の名駅1日平均乗車人員

多摩26市に所在するJR中央線の駅の中で、立川駅の1日平均乗車人員は第1位となっています。JR中央線のすべての駅で見ても、新宿駅、東京駅に次いで第3位となっています。

JR中央線1日平均乗車人員（多摩26市内の駅）



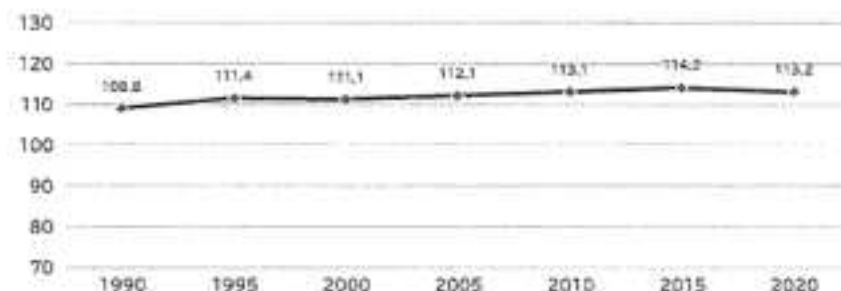
出典：東日本旅客鉄道株式会社「各駅の乗車人員2023年度」

多くの人が立川市を訪れています

○昼夜間人口

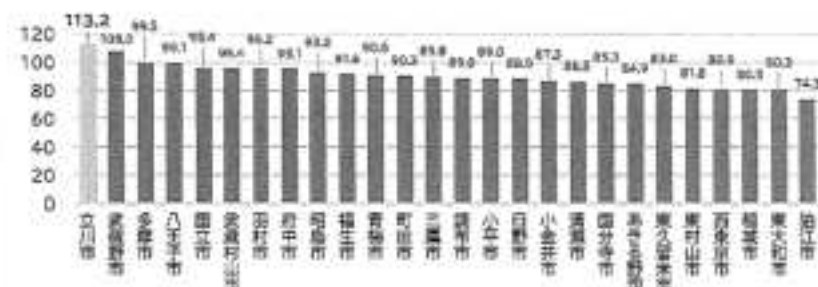
昼間人口は夜間人口を上回って推移しており、昼夜間人口比率は、多摩26市中第1位となっています。多摩26市で比率が100を超えるのは、立川市のほかには武蔵野市のみとなっています。

昼夜間人口比率の推移



出典：総務省「平成2年～令和2年国勢調査」

昼夜間人口比率（多摩26市、2020年）



出典：東京都「令和2年国勢調査による東京都の昼間人口」

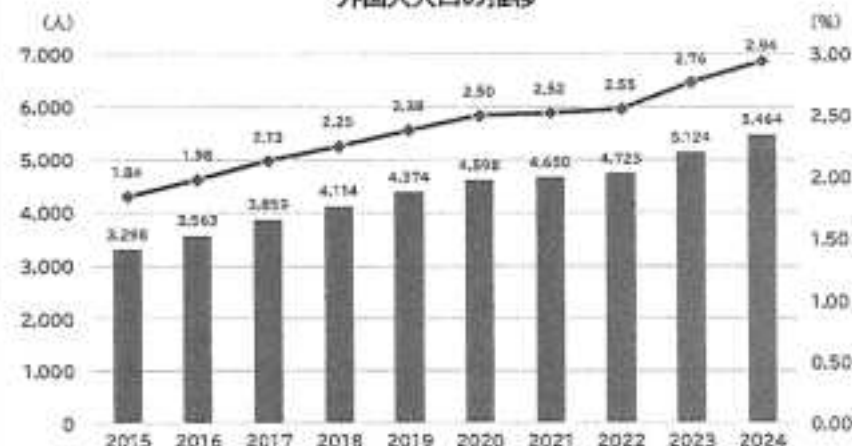
昼夜間人口比率とは、常住人口（夜間人口）100に対する昼間人口のこと。昼間人口は常住人口から他の地域へ通勤・通学する人口（流出人口）を引き、ほかの地域から通勤・通学してくる人口（流入人口）を足したものの。

外国人の市民が増えています

○外国人住民

外国人人口は平成27（2015）年以降、一貫して増加しています。令和2（2020）年から令和4（2022）年は増加幅が縮小していましたが、令和5（2023）年以降は、増加幅が拡大しています。令和6（2024）年の立川市人口に占める外国人の割合は2.94%であり、多摩26市で3番目に高い水準となっています。

外国人人口の推移

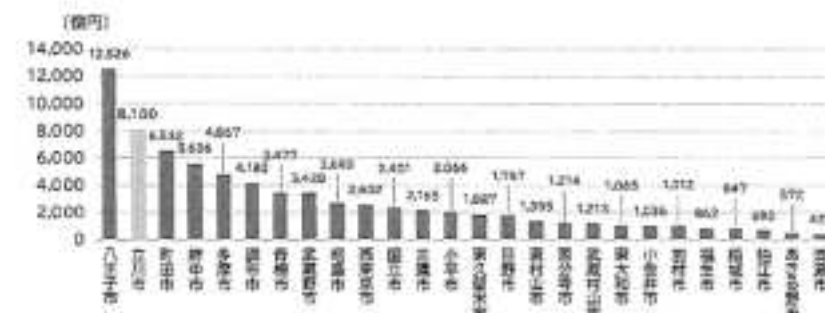


出典：立川市「令和6年世帯と人口」、東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口令和6年1月」

買い物の利便性が高いまちです

○年間商品販売額

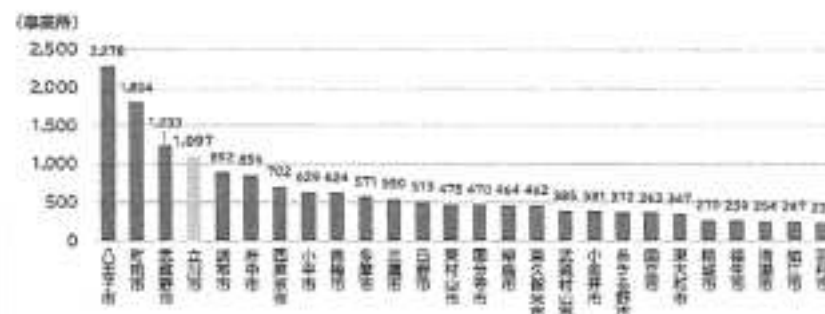
小売業と卸売業を合わせた年間商品販売額は8,100億円であり、多摩26市で比較すると2番目に大きな規模となっています。



出典：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査」

○小売店事業所数

小売業の事業所数は1,097であり、多摩26市で比較すると4番目に多くなっています。



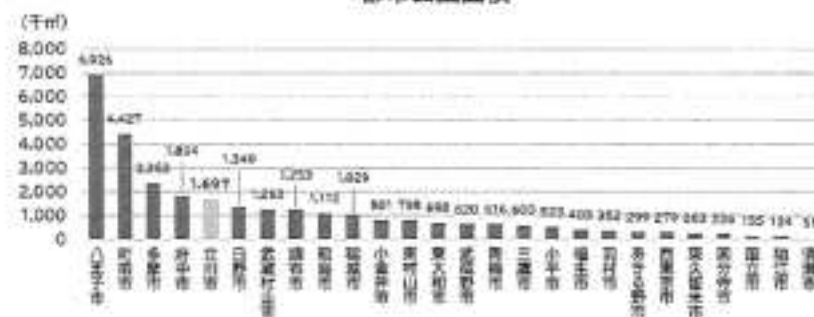
出典：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査」

自然環境に恵まれています

○都市公園等の状況

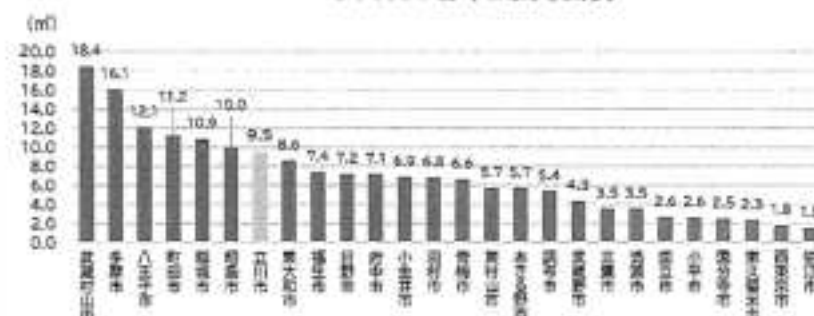
都市公園面積は1,697千㎡、一人あたり都市公園等面積は9.5㎡となっています。
多摩26市と比較すると、都市公園面積は5番目に広く、一人あたり都市公園等面積は7番目に広がっています。

都市公園面積



出典：東京都「公園調査（令和5年4月1日現在）」

一人あたり都市公園等面積



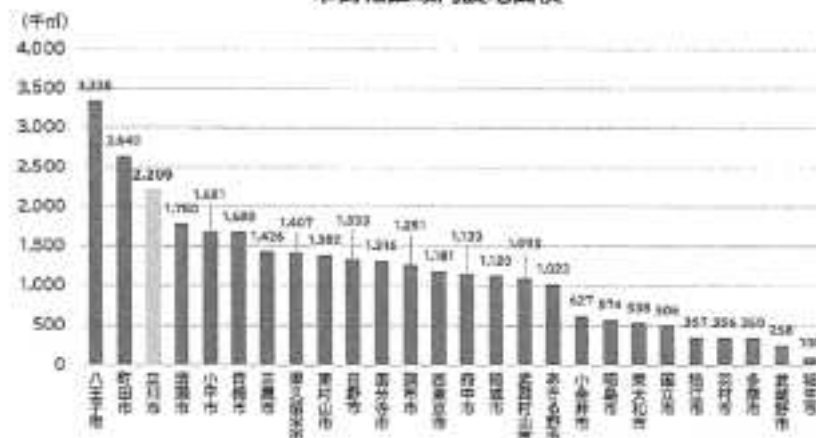
出典：東京都「公園調査（令和5年4月1日現在）」

都市農業が盛んです

○市街化区域内農地面積

市街化区域内の農地面積は2,209千㎡であり、多摩26市と比較すると、3番目に広がっています。

市街化区域内農地面積



出典：東京都「東京の土地2022（土地利用調査）」



2 将来人口推計

○令和6（2024）年1月1日現在の立川市の総人口は、185,825人です。令和5（2023）年1月1日現在の住民基本台帳登録人口を基準人口とし、コーホート要因法を用いて将来人口の推計を行いました。目標年次である令和16（2034）年度（令和17（2035）年1月1日）の総人口は、184,495人となり、1,330人の減少となる見通しです。

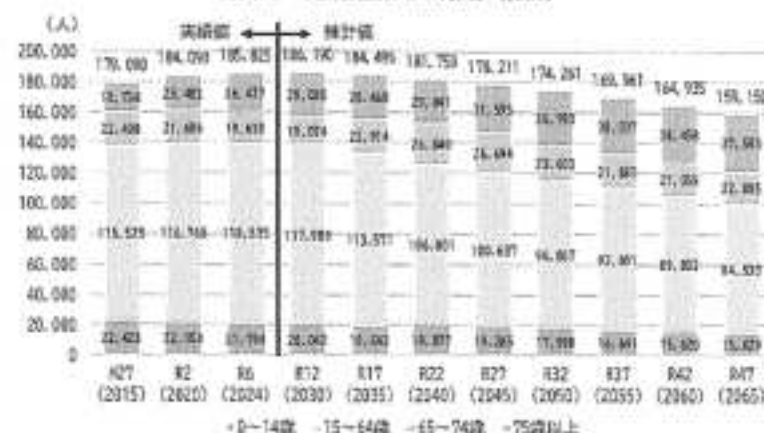
○総人口は現在と比較して小幅な減少に留まりますが、0歳から14歳までの人口が1,652人の減少、15歳から64歳までの人口が4,964人減少する一方で、65歳から74歳までの人口が3,295人の増加、75歳以上の人口が1,991人の増加となり、少子化、高齢化が進展する予測結果となりました。

○年齢階層別人口割合では、令和6（2024）年1月1日現在、0歳から14歳が11.4%、15歳から64歳が63.8%、65歳から74歳が10.6%、75歳以上が14.2%となっています。令和17（2035）年1月1日には、0歳から14歳が10.6%、15歳から64歳が61.6%、65歳から74歳が12.4%、75歳以上が15.4%となる予測結果となりました。

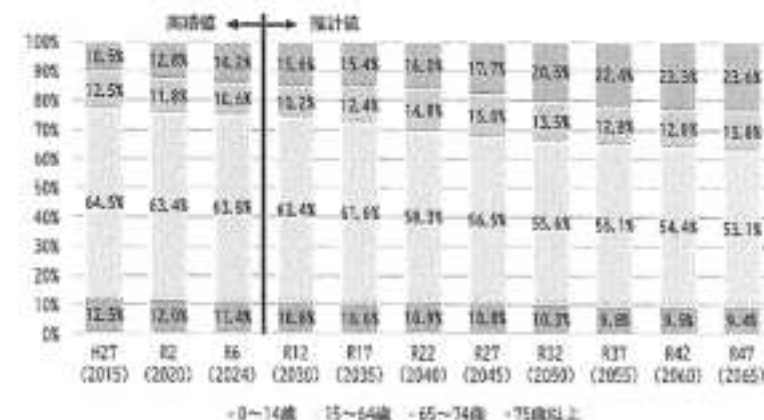
○令和17（2035）年度以降についても、引き続き総人口が減少するとともに、少子化、高齢化がさらに進展し、現在は、高齢者1人を約2.6人の生産年齢人口で支えています。2065年には、約1.4人の生産年齢人口で支えることになる予測となりました。



総人口・年齢階層別人口の推移（推計）



年齢階層別人口割合の推移（推計）



資料：令和6（2024）年までは住民基本台帳（立川市）、令和12（2020）年以降は、令和5（2023）年1月1日現在の住民基本台帳登録人口を基準人口として、コーホート要因法により立川市で推計、毎年1月1日時点。



3 社会潮流の変化

近年、地域社会に影響を与える要因が、これまでの人口構造の変化に加え、世界的なパンデミックや経済状況、国際競争など、多岐にわたっています。

このような背景を踏まえ、第5次長期総合計画の策定にあたって考慮すべき主な社会の動向を以下に挙げます。

人口構造の変化

少子高齢化と人口減少

少子高齢化が進行し、労働力不足や社会保障費の増加が生じています。人口構造の変化は経済や社会に大きな影響を与えるため、持続可能な自治体運営が課題となっています。

人生100年時代の到来

医療技術や健康意識の向上によって、人々の平均寿命が延びたことに伴い、人生100年時代を見据えた社会制度、働き方、ライフスタイルの見直しが求められています。

地域福祉、コミュニティの変化

地域コミュニティが衰退し、地域内の共助が低下しています。誰もが社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送れるよう、支え合いの地域づくりが必要です。



国際情勢の変化

パンデミック

2020年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は社会・経済、市民生活に大きな影響を与えました。不確実性が高く、将来の予測が困難な状況への対応力が問われています。

社会経済

コロナ禍からの回復とウクライナ危機、円安による燃料・原材料費の上昇が物価高を招いています。長く続いたデフレの影響から脱却しつつも、安定した市民生活や物価と資金のバランスが求められています。

SDGs

誰一人取り残さない基本理念のもと、2030年までに持続可能な世界を実現する持続可能な開発目標（SDGs）が国連で採択され、持続可能なまちづくりが求められています。



気候変動・環境問題の深刻化

カーボンニュートラルとGX

国は2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざしています。化石燃料中心の産業・社会構造からクリーンエネルギー中心の構造への転換が求められています。

循環型社会

環境問題が深刻化するなか、大量生産・大量消費型の社会から資源の効率利用や廃棄物の削減・再利用を促し、環境負荷を低減する循環型社会への転換が求められています。

激甚化する自然災害

自然災害が頻発・激甚化し、被害や影響が深刻化しています。被害を最小限に抑える防災対策や自然の機能をインフラ整備に活用したグリーンインフラの推進が求められます。



持続可能なインフラ・公共施設の構築

都市基盤（インフラ）の老朽化

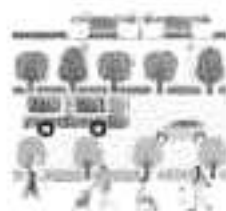
道路や橋梁、下水道管の老朽化が進み、安全性や機能性の低下が懸念されています。人口減少が進むなか、健全な都市基盤（インフラ）をいかに維持していくかが課題となっています。

交通インフラの整備

持続可能な地域公共交通のため、交通を地域のくらしと一体として捉え、分野に限らない地域の多様な関係者が連携し、地域交通の「リ・デザイン（再構築）」を推進することが必要です。

公共施設の更新・再編

高度成長期に整備された公共施設の老朽化が進み、耐震化や建替の必要が生じる一方、人口減少や財政難を背景に、公共施設の再編を含むあり方の見直しが進められています。



多様性を尊重する社会の実現

人権・多様性の尊重

人権への理解が広がり、多様性の尊重が進む一方、ネット上ではいじめや人権侵害が生じています。偏見や差別を受けず、誰もが自分らしく生きられる社会の実現が必要です。

多文化共生

外国人住民や外国人旅行者が増加する中、国籍や民族などが異なる人々が互いの文化的な違いを認め合い、多様性と包摂性のある社会の構築が必要です。

子どもの権利

全ての子どもが将来にわたり幸福な生活を送れる社会をめざしてこども基本法が制定され、子どもと家庭の福祉や健康の向上、子どもの権利を守る取組が求められています。



技術革新とデジタル化の進展

DXによる人々の生活の変化

企業や組織がAIなどのデジタル技術を活用して効率性や競争力を向上させるDX（デジタルトランスフォーメーション）が進み、様々な分野で生活の利便性の向上が求められています。

デジタルデバインド

デジタル技術の進歩や利用促進が進み、人々の生活が快適で便利になる一方、情報通信技術を利用できないことで情報格差が生じるデジタルデバインドが課題となっています。



第4章 未来ビジョン実現のために（政策方針）

未来ビジョンの実現のため、分野ごとに政策の目的と10年間の取組方針を示します。



子ども・子育て

安心して子育てができ、子どもたちがのびのびと成長できる環境を整えます

子どもの権利を尊重し、社会参加や意見反映の機会の充実に取り組みます。子どもたちが希望を持って健やかに育っていけるよう、すべての子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくりを進めるなど、子どもの目線に立った政策を推進します。また、妊娠前から出産、子育てを途切れなく支援し、まち全体で、安心して子育てができる環境を整えます。



社会福祉

多様な担い手がつながり支え合い、自分らしく安心して暮らせる地域づくりを進めます

市民や関係団体・事業者等との協働を進めるため地域活動の担い手などを支援するとともに、市民が主体的に地域生活課題の解決に参画・協働するしくみづくりを推進します。また、支援が必要な市民を障害福祉サービスや生活保障などの各種福祉施策に適切につなげることや居場所づくりにより、安心して暮らせる地域共生社会を形成します。

保健・医療

市民の健康を維持・増進し、暮らしやすい生活をサポートします

市民の主体的な健康づくりを通じて健康増進や介護予防につなげていくため、保健事業の周知啓発や場の提供、各種検診・健康診査の受診機会の充実等に取り組みます。また、社会基盤となる介護人材の確保・育成など、介護サービスの整備を進めるとともに、医療費適正化等により社会保険制度の安定運営を推進します。

教育

子どもたちの生きる力を育む学校教育を推進します

子どもたちの生きる力の基盤として、基礎的・基本的な学力と健やかな体を育むとともに、豊かな心を持ち、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を培う学校教育を推進します。また、自らの個性や能力を伸ばし、一人ひとりにあった個別最適な学びと協働的な学びの実現を図るとともに、誰一人取り残さず、地域とともに歩む学校づくりを進めます。





環境

生活環境を整え、循環型のまちをつくります

良好な地球環境を次の世代に引き継ぐため、環境負荷の低減につながる脱炭素や資源循環を推進します。人々が安全・安心に暮らし続けられるように、生活環境の保全やごみ減量とリサイクル等をより一層推進するとともに、廃棄物処理関連施設の安定的かつ効率的な運営や下水道施設のストックマネジメント等を通じた適正な管理運営に取り組みます。

都市づくり

暮らしやすい持続可能な都市を形成します

都市機能と自然環境が調和する立川の特徴を生かした魅力的でうまいのあるまちづくりを推進します。また、人々の活動を支える都市基盤の整備を進めるとともに、これまで整備した都市基盤は時代の要請に合わせ機能改善を図りつつ、将来の都市活動を見据え適切な管理に努めます。



産業まちづくり

人や企業がつどう魅力を生かし、まちの魅力を高めよう

人や企業がつどう都市特性を生かし、商工業や都市農業の振興策を推進し、立川のさらなる活力や新たな価値の創造につなげるとともに、市内事業者や関係機関と連携し、働きがいのあるまちづくりを進めます。また、地域公共交通など多様な移動手段を構築し、人々の暮らしを支えるとともに、地域の活力を生かしたまちづくり、出かけたくなるまちづくりを推進します。



市民の暮らし

市民の暮らしをサポートするとともに、やさしさにあふれる地域社会を形成します

市民協働を推進するとともに、地域での交流を深めることにより、住み良い地域コミュニティを形成していきます。また、市民に寄り添い、日々の暮らしをサポートしつつ、市民のライフスタイルの変化にあわせた利便性の高い行政サービスを目指します。



危機管理

あらゆる危機に備え、人々の安全な暮らしを守ります

市民の安全な暮らしを守るため、市民・地域や事業所と連携して災害に備え、防災・減災対策を進めます。誰もが地域で安心して生活や経済活動ができるよう地域の防犯活動を強化するとともに、特に立川駅周辺の市民や来街者などの安心感を高める取組を進めます。また、市職員のコンプライアンスや適正な事務の執行を強化し、市民の信頼の確保につなげます。



総合戦略

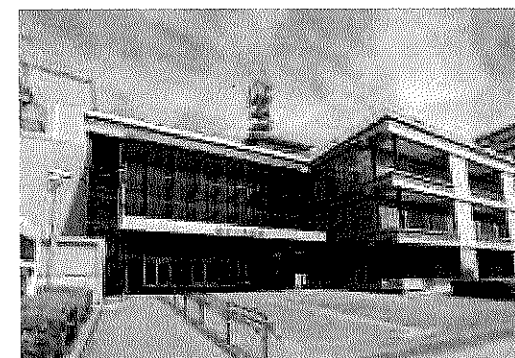
計画的かつ社会潮流に応じた政策を戦略的に進めます

社会潮流の変化に対応した政策を機動的に展開しつつ、将来にわたって健全で持続可能な行財政運営を効果的に進めます。また、国や自治体との広域的な連携、さらには市民・事業者との連携・協働、立川の魅力の積極的な発信、多様な主体が活躍できる環境を整えることにより、にぎわいと住み良さを兼ね備えた選ばれるまちづくりを進めます。

行政運営

効率的・効果的に行政を運営するしくみを整えます

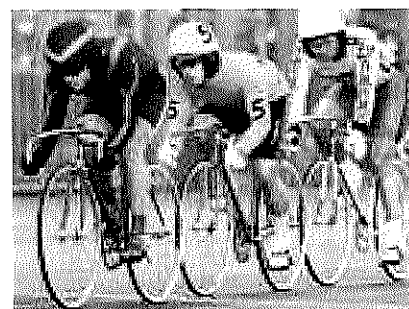
市民に信頼される職員の育成や庁内デジタル環境の整備、公文書の管理、公共サービスの品質の確保、公共施設の適切な維持保全など、市民へ行政サービスを提供し続けるための体制を整え、適正かつ効率的・効果的な行政運営を進めます。



文化・スポーツ

文化や学び、スポーツの機会を充実させ、まちの魅力を高めます

市民の文化芸術活動やスポーツ、生涯学習など、地域に根ざした活動や幅広い学びを支援するとともに官民連携による文化芸術活動やプロスポーツ団体等との連携を進めます。また、市民に開かれた積極的な図書館運営を展開しつつ、文化の香り高いまちづくりを進めます。地域の伝統的文化については、先人の英知が生かされた本市の魅力として後世に引き継いでいきます。



収益事業

市財政や地域のにぎわい創出に寄与するための公営競技を効果的に実施します

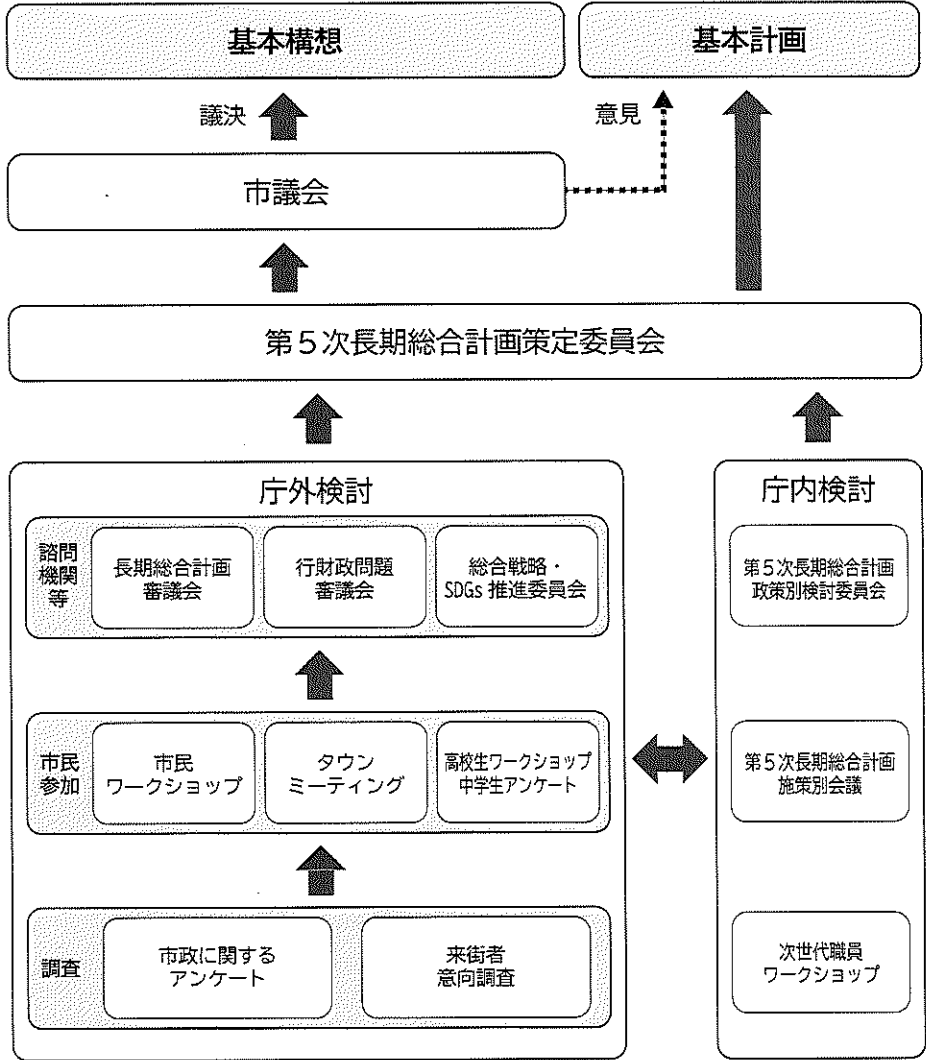
立川競輪場への来場促進など立川競輪の経営戦略に基づいた各種施策を進め、競輪事業の安定化と経営基盤の強化を図り市財政や地域のにぎわい創出に寄与するとともに、地域に愛され貢献する競輪場を目指します。

資料編

- 1 策定体制
- 2 策定経過
- 3 立川市第5次基本構想審査特別委員会
- 4 立川市長期総合計画審議会
- 5 市民参加
- 6 庁内体制
- 7 関係条例

2 策定経過

1 策定体制



令和4（2022）年

日程	内 容
9月20日	立川市第5次長期総合計画策定方針決定
11月16日	次世代職員ワークショップを開催

令和5（2023）年

日程	内 容
1月12日	立川市第5次長期総合計画政策別検討委員会を設置
2月2日	立川市第5次長期総合計画策定委員会を設置
2月27日	各常任委員会に「立川市第4次長期総合計画総括（中間報告）」を報告
4月～5月	市政に関するアンケートを実施
5月～6月	立川未来のまちづくりアンケート（中学生アンケート）を実施
6月18日	立川そうぞう会議2035（市民ワークショップ）を設置
8月23日	たちかわ未来留学2035（高校生ワークショップ）を開催
9月	将来人口推計調査報告書作成
9月	来街者意向調査報告書作成
10月16日	立川市長期総合計画審議会を設置、「立川市第5次長期総合計画における基本構想」について諮問
11月23日	立川そうぞう会議2035報告会を実施
12月7日	「立川市第5次基本構想について」を特定事件とする立川市第5次基本構想審査特別委員会を設置
12月19日	立川市第5次基本構想審査特別委員会に「立川市第4次長期総合計画総括」を報告

令和6（2024）年

日程	内 容
1月15日	立川市行財政問題審議会に「第5次長期総合計画に向けた行財政運営の考え方について」を諮問
6月25日	立川市長期総合計画審議会から市長に「立川市第5次長期総合計画における基本構想」を答申
8月14日	立川市行財政問題審議会から市長に「第5次長期総合計画（前期基本計画）に向けた行財政運営の考え方について」を答申

3 立川市第5次基本構想審査特別委員会

(1) 委員構成

	令和5年12月	令和6年3月～令和7年3月
委員長	門倉 正子	門倉 正子
副委員長	稲橋 ゆみ子	稲橋 ゆみ子
委員	江口 元気	大沢 純一
	大沢 純一	高島 奈美
	高島 奈美	中町 聡
	中町 聡	永元 香子
	永元 香子	中山 ひと美
	中山 ひと美	松本 あきひろ
	山本 洋輔	山本 洋輔

(敬称略 五十音順)

(2) 審議経過

開催日	検討内容
令和5(2023)年12月19日	・第4次長期総合計画総括について ・第5次長期総合計画策定の進捗について
令和6(2024)年3月19日	・第5次基本構想骨子案について ・第5次長期総合計画前期基本計画政策・施策の見直しの方向性について
令和6(2024)年6月21日	・第5次基本構想素案概略について ・第5次長期総合計画前期基本計画骨子案について
令和6(2024)年9月25日	・長期総合計画審議会の答申について ・第5次基本構想素案について ・行財政問題審議会の答申について ・第5次長期総合計画前期基本計画素案概略について ・第5次長期総合計画前期基本計画政策・施策体系について
令和6(2024)年12月16日	
令和7(2025)年3月10日	

4 立川市長期総合計画審議会

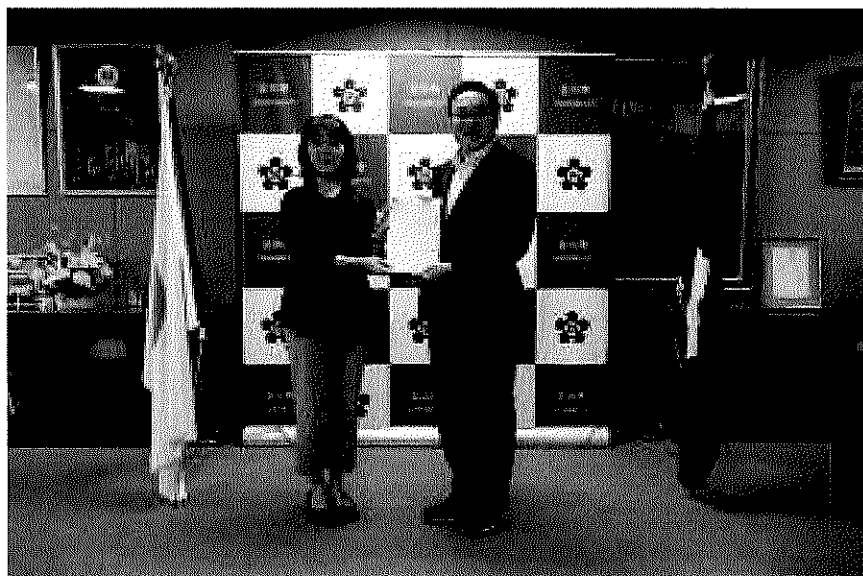
(1) 委員構成

区分	氏名	所属団体等
関係市民団体が推薦する者	芦澤 清八	特定非営利活動法人 立川市スポーツ協会 会長
	川口 哲生	立川商工会議所 会頭
	小林 優貴	公益社団法人立川青年会議所 顧問
	田所 佳洋	立川市民生委員・児童委員協議会 代表副会長
	平澤 豊	立川市文化協会 副会長
	福永 毅	立川市子ども会連合会 副会長
	萬田 和正	立川市自治会連合会 会長
市民	長井 琢英	公募市民
	西内 絵梨子	公募市民
	宮本 直樹	公募市民
	森林 育代	公募市民
学識経験を有する者	会長 朝日 ちさと	東京都立大学都市環境学部 都市政策科学科 教授
	片岡 滋	立川市三師会 会長
	甲野 毅	大妻女子大学家政学部 ライフデザイン学科 教授
	篠原 俊博	株式会社SHIFT DX&戦略プロジェクト本部 戦略イニシアティブ プリンシパル(元デジタル庁統括官)
	辻本 愛子	東京弁護士会 弁護士
	副会長 松浦 司	中央大学経済学部 准教授
市長の部内の職員	大塚 正也	立川市 総合政策部長

(敬称略 区分ごとに五十音順)

(2) 審議経過

	開催日	検討内容
第1回	令和5(2023)年10月16日	・第5次長期総合計画の概要 ・審議会の進め方(スケジュール) ・立川市の状況 ・基礎調査等結果報告
第2回	令和5(2023)年11月23日	・市民ワークショップ報告会意見聴取 ・市民ワークショップの意見について
第3回	令和5(2023)年12月4日	・市民ワークショップ実施報告 ・第4次長期総合計画総括 ・第5次長期総合計画の政策体系
第4回	令和6(2024)年1月22日	・まちづくりの方向性について ・政策分野から見た都市像に生かす視点
第5回	令和6(2024)年4月8日	・答申の示し方について ・答申書案について
第6回	令和6(2024)年5月13日	・答申書案について ・第5次基本構想案案概略



5 市民参加

(1) 立川そうぞう会議2035(市民ワークショップ)

長期総合計画策定にあたって、多様な市民の意見を参考とするため、市民ワークショップを開催しました。ワークショップでは、市が目指すべき姿や課題、必要な取組の方向性等について参加者同士で話し合い、班ごとに取りまとめた意見を報告会で発表しました。

開催期間	令和5(2023)年6月～11月 全6回
場 所	立川市役所・たましんRISURU ホール
参加人数	49人(公募市民20人、無作為抽出市民20人、大学生4人、関係市民団体等推薦5人)
対 象 者	18歳以上の市内在住・在勤・在学の方



(2) 立川未来のまちづくりアンケート(中学生アンケート)

立川市の将来を担う中学生の意見を参考とするため、市内の中学生を対象に、中学生が考える立川市の魅力や定住志向、未来の立川のスローガン等について、オンラインアンケートを実施しました。

調査期間	令和5(2023)年5月29日～6月30日
対 象 者	立川市立中学校2年生
有効回答数・回答率	905件(72.1%)

(3) たちかわ未来留学2035（高校生ワークショップ）

立川市の将来を担う高校生の意見を参考とするため、立川市内の高等学校・中等教育学校後期課程に通学する生徒を対象にワークショップを開催しました。参加者が考える「住みたいまち」「あえて行きたいまち」と立川を比較して、「立川の足りないところ」「立川のさらに伸ばした方が良いところ」を話し合ったうえで、「私が住みたいまち、立川」「私が行きたいまち、立川」を高校生ならではの視点で検討しました。

開催期間	令和5（2023）年8月23日
場 所	立川市役所
参加人数	19人（高校生15人、市民ワークショップに参加している大学生4人）
対 象 者	立川市内の高等学校・中等教育学校後期課程に通学する生徒



(4) 市政に関するアンケート

行政評価の一環として、第4次長期総合計画後期基本計画の進捗管理および成果指標の基礎資料とするため、市民の皆さんが市の施策について感じていることや生活の実態、問題意識を調査しました。令和5年度は、長期総合計画の策定に向け、立川市が今後10年間、優先的に取り組むべき政策分野について質問し、回答をいただきました。

調査期間	令和5（2023）年4月1日～4月24日回答投函締切 ※令和5（2023）年5月26日到着分まで受け付け
対 象 者	立川市に住民票を有する令和5年3月1日現在で満18歳以上の方から無作為に3,000人を抽出。
有効回答数・回答率	956件（31.9%）

(5) 来街者意向調査

長期総合計画の策定にあたって、来街者の意向を把握するためにアンケート調査を実施しました。来街目的や立川市の印象等について質問し、調査結果を集計・分析し計画策定に向けた基礎資料としました。

調査期間	令和5（2023）年3月14～5月20日のうち計8日間
対 象 者	JR立川駅周辺で、概ね中高生以上の来街者を対象に、街頭インタビュー形式によるアンケートを実施。
有効回答数	775件

(6) 市長と語ろう！市長との意見交換会（タウンミーティング）

市民の皆さんの声を市政に反映させるとともに、地域づくりや市政を身近に感じていただくため、市長が市民の皆さんと意見交換を行う「市長と語ろう！」を開催しました。いただいた意見は長期総合計画の策定にも活かしています。

開催期間	令和4（2022）年度：令和4（2022）年10月～11月 全7回 令和5（2023）年度：令和6（2024）年1月～3月 全7回
対 象 者	立川市在住、在勤、在学の方等
参加者数	令和4（2022）年度：121人 令和5（2023）年度：217人

(7) 市民説明会

第5次長期総合計画素案について、市民の皆さんに説明をさせていただき、市民意見公募（パブリックコメント）として、ご意見をいただく機会を創出しました。

開催期間	令和7（2025）年1月18日 全2回
対 象 者	立川市在住、在勤、在学の方等
参加者数	〇人

(8) 市民意見公募（パブリックコメント）

第5次長期総合計画素案に対して、市民意見公募（パブリックコメント）を実施し、〇人から〇件のご意見をいただきました。

公募期間	令和〇（〇〇〇〇）年〇月〇日～〇月〇日
提出者数・件数	〇人・〇件
意見を反映した件数	〇件

6 庁内体制

(1) 立川市第5次長期総合計画策定委員会

市議会や各審議会、市民ワークショップ、庁内検討組織の議論を踏まえて、第5次長期総合計画基本構想及び前期基本計画の案を策定しました。

①組織概要

委員構成	市長、副市長、教育長、部長
設置期間	令和5（2023）年2月～令和7（2025）年3月

②検討経過

	検討内容
第1回	・第4次長期総合計画総括（中間報告）について ・市民ワークショップについて
第2回	・第5次長期総合計画の策定について
第3回	・第5次長期総合計画の策定について ・将来人口推計調査結果について ・来街者意向調査結果について
第4回	・第4次長期総合計画総括について
第5回	・基本構想骨子案について ・第5次長期総合計画前期基本計画について（仮）
第6回	・第5次長期総合計画検討経過について ・第5次長期総合計画政策・施策体系について
第7回	・第5次長期総合計画基本構想案概略 ・第5次長期総合計画前期基本計画骨子案
第8回	・長期総合計画審議会の答申について ・第5次基本構想案について ・行財政問題審議会の答申について ・第5次長期総合計画前期基本計画案概略について ・第5次長期総合計画前期基本計画政策・施策体系について

(2) 立川市第5次長期総合計画政策別検討委員会

第5次長期総合計画の政策の検討、施策間の調整及び施策内容の検討等を行いました。

①組織概要

委員構成	部長、施策統括課長
設置期間	令和5（2023）年1月～令和7（2025）年3月

②検討経過

	検討内容
第1回～第6回	・第4次長期総合計画総括（中間報告）の内容について ・第4次長期総合計画前期基本計画の主な課題と後期基本計画の主な実績について
第7回～第11回	・第5次長期総合計画基本計画の施策体系の見直しについて
第12回～第16回	・第4次長期総合計画総括の内容について
第17回～第21回	・第5次長期総合計画の政策・施策体系について
第22回～第26回	・第5次長期総合計画の施策体系・基本事業について
第27回～第32回	・第5次長期総合計画の施策・基本事業について

7 関係条例

立川市長期総合計画審議会条例

昭和 46 年 3 月 19 日条例第 7 号
改正
平成 10 年 3 月 5 日条例第 13 号
平成 25 年 6 月 18 日条例第 9 号
令和 5 年 11 月 2 日条例第 32 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、総合的かつ計画的な行政を図るための基本構想について審議するため、立川市長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 18 人以内をもって組織する。

(委員)

第 3 条 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

- (1) 関係市民団体が推薦する者 7 人以内
- (2) 市民 4 人以内
- (3) 学識経験を有する者 6 人以内
- (4) 市長の部内の職員 1 人

2 委員の任期は、諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長の指名によって定める。

3 部会に部会長を置き、部会の委員のうちから互選によって定める。

(委任)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 47 年 12 月 14 日条例第 40 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 5 日条例第 13 号）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 18 日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 11 月 2 日条例第 32 号）

この条例は、公布の日から施行する。